

一般社団法人だしソムリエ協会 法人会員 会則

第一章 総 則

第1条（目的）

本会は「だし」を軸とした天然素材の大切さを訴求するとともに、「だし」を軸に日本各地・世界各国の食文化を伝達し、また豊かな食生活・環境づくりを提案していくことを目的とする。

第2条（名称）

本会は、一般社団法人だしソムリエ協会と称する。

第3条（地区）

本会の地区は、全国一円とする。

第4条（事業所の所在地）

本会は事務所を東京都に置く。

第二章 会 員

第5条（種 別）

本会の目的及び事業に賛同し、協力する者をもって会員とし、次の種別とする。

会員は、中小企業基本法第二条に記載のある「中小企業者の範囲」、「小規模企業者」に準じて、「大企業」「中小企業」「小規模企業者」に分類する

第6条（会 費）

本会の会費は、次のとおりとする。

（1）大規模企業

年間売上高30億円以上

一口 年額 198,000円（税込）

（2）中規模企業

年間売上高1億円以上30億円未満

一口 年額 98,000円（税込）

（3）小規模企業

年間売上高1億円未満

一口 年額 32,400円（税込）

第7条（入 会）

本会の目的に賛同し入会申込書に必要事項を記載した上で、規定の会費を納入したものを会員とする。

第8条（退 会）

会員はあらかじめ本会に通知した上で、事業年度の終わりにおいて退会することが出来る。

第9条（罰 則）

次の各号の一に該当する会員は、除名することが出来る。

- (1) 第1条の目的に違反する行為その他本会則に定める義務に違反したとき
- (2) 本会の会費等、定められた料金を著しく滞納した場合。
- (3) 協会の名誉・プライバシーを毀損する行為その他法令に違反する行為を行ったとき
- (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録等の取消し等の処分を受けたとき
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- (6) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立て受け、またはなされたとき
- (7) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- (8) 合併による消滅、資本の減少、事業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- (9) 資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
- (10) その他甲の法人会員としての地位を喪失させることが相当と甲が判断したとき

第10条（抛出金品の不返還）

会員は、退会し、又は除名された場合、既納の金銭物件の返還を求めることはできない。

第三章 事 業

第11条（会員向け事業）

本会は、第1条に定めた目的を実現するために、以下の会員向け事業を行う。

- (1) 協会の実施する検定講座、イベント、ツアー、勉強会等各種催しの一部に、会員の優待価格・優待枠の設定
- (2) 「だしソムリエ協会会員」の名称や「だしソムリエ」のロゴ・コピーを会員のホームページや各種資料及び名刺等へ使用することの許諾
- (3) 会員の商品、サービス等を協会の運営する各種メディア（公式ホームページ、Facebook等）での紹介
- (4) 協会に対する各種メディアからの取材において、会員の求めがある場合、商品、サービスの優先的な紹介。
- (5) 商品開発、メニュー開発、企画等に関し、「だしソムリエ」の資格を持った協会認定の専門家の優先的な紹介

(6) 一定基準を満たした商品に対する「だしソムリエ協会推奨商品」への認定

(7) その他甲が別途定めた事項

第12条（再委託）

第11条（事業）の全部又は一部を第三者に行わせることができるものとし、会員はあらかじめこれに同意する。

第四章 会 計

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第五章 そ の 他

第14条（権利の帰属）

本事業に関し、協会が製造・作成する商品、資料、メニュー等その他一切の成果物の著作権、商標権、意匠権その他一切の権利は原則として協会に帰属するものとする。ただし、協会と会員間で別途協議の上定めた場合にはこの限りではない。

第15条（譲渡禁止）

本事業の提供は会員のみが受けることができるものとし、会員は法人会員の地位の譲渡、債権譲渡その他いかなる手段によっても第三者に本事業を受けさせてはならない。

第16条（免責）

協会は、本事業が、会員の特定の目的に適合すること及び期待する品質、価値を有することを何ら保証するものではない。

第17条（損害賠償責任）

協会は、本事業の提供に関して会員に損害が発生した場合でも、損害賠償責任を負わない。

第18条（紛争）

本事業の提供に関して、会員と第三者との間で紛争が生じた場合でも、協会は一切の責任を負わないものとし、会員は自らの責任で当該紛争を解決するものとする。

第19条（会則の変更）

協会は、必要に応じて、会員の事前の承諾を得ることなく、本会則を変更することができる。変更後の細則については、協会の公式ホームページ上に表示した時点で効力を生じるものとし、変更後に本事業の提供を受けた場合には、会員は変更後の細則等に同意したものとみなす。

附 則

本会則は平成28年6月1日に制定、施行する。